

江戸時代佐伯藩における犯罪について

「甲斐孫作文書」による その一

会員 橋本 和雄

はじめに

足輕小頭甲斐孫作の残した文書と、佐伯領内に起きた犯罪関係の様相について、これから三回程にわたって記していきたい。

歴史というものが「知識の歴史」か、「科学としての歴史」かということに、私は常に悩みを持つものであるが、そしてそのことがまた歴史学界において、地方史評所の一つの重要なポイントにもなっているのである。

しかしながら、社会科学としての「歴史学」を成立させるためにも、正確な歴史事実の確認が必要であること、また、先学の開拓された佐伯地方の歴史関係の空白部分を埋めることに、微力ながら努力することは、先学の意志を継承するものであることを考え、きわめて十分な内容を記していくことにはなるのを遺憾して、ここに文をまとめていくものである。

なお、引用文書の長文に過ぎるものについては、便宜上、区切って掲げることとした。そして記述の仕方は、資料と先ず提示し、次に内容紹介を行ない、つづいてその検討をするという形をとった。

厳しいご指導を下さることを期待して筆をすすめたい。

本 論

〔資料その一〕

一室番七巳年三月十九日被 仰付候ハ下浦之内葛原へ盗人取らへ預ケ有之候間 召捕候様被 仰付候 足輕同組清右工門閉十五衛門組源右工門實川衛守組初右工門右三人召連十九日午刻 御城下出立致 堅田村大庄屋宅へ罷越 彼方ニ而致吟味候得共得与相知不申 七大庄屋初段人共幾ハ手形緋ニ何處御城下へ罷出候ニ付大庄屋口上ニ而目明之三右工門申者呼ニ遣一候得共居不申候ニ付 満右工門初右工門義ハ先達而葛原へ差越源右工門義ハ堅田村ニ而吟味いたし候処 満右工門初右工門罷歸申候候ハ 盗人ハ葛原ニハ居不申候 此門外堅野村へ罷越居申候段承一候付先方へハ参不申候与申聞候付 然者目明之三工門尋出し候上下浦へハ罷越可申談申合 方々相尋候処 漸く暮前三工門尋出致吟味候処 此間与盗人召取詮義仕 ふん志つゝ品々も申候付 盗人ハ今願境目追追松候与申候ニ付 此方申候ハ此間精出盗人捕へ候儀ハ忠節と相聞候得共 只今吟味ニ有之而ふん志つゝ品々取返し盗人ハ追松候と申候得而ハ申談相立申聞教候

此方共何因迄も罷越召取候間 致案内候様申聞候得ハ奉置候 然シ我々被 仰付候ハバ召取御渡可申旨三工門申候ニ付 夫ニ而ハ此方共役義相立不申候間是非々々致案内候様申聞候得ハ違而私へ被 仰付被下候様相願候付先中ニ而申候而も相濟不申候間 大庄屋宅へ罷越候様申聞 満右工門源右工門其外百姓共三人右三人附置 我等初右工門ハ大庄屋宅へ先達而罷歸 大庄屋清左衛門へ左之通委細申談 右清右衛門宅ニ而目明工門大庄屋申聞ニ付 三工門申候ハ召取大庄屋門前ニ而御渡可申旨申候ニ付 其方ハ御足輕故兩人御附可

被成候 相請相心得候様申渡候処 其義ハ御断申上候  
私段合儀上ハ御氣遣ハ無御座候段申候ニ付 然ハ百姓  
共貳三人差附可申旨申候得ハ御心泰存候 御附可被下  
旨申候ニ付夜中之義ニ有之候間 鉄砲走人ニ差遣  
候五ツ時江頭出立致し候 追付満工門・初右工門葛原  
差遣候

宝曆七年(一七七七年)三月十九日、足輕小頭甲斐孫作は  
下浦村(現在の蒲江町)の葛原において捕え、そこに預けて  
ある盜賊を召捕りに行くようにと命ぜられた。

孫作は、足輕滿右工門・源右工門・初右工門の三人を  
引き連れ、佐伯城下を午前六時頃に出發、堅田村大庄屋  
定へ出かけた。

大庄屋定へいけば様子が分るはずであったのに、家人  
にたずねても何も知らない様子なのだ。その日は大庄屋  
を及びめ、村役人は手形締めで御城下へ出かけていて不  
在であった。

ことすては「目明し」の三右工門に、事の子細は聞いて  
返しということがある。けれどその三右工門を呼び  
に行かせたか不在だというのだ。甲斐孫作としては、折  
角出かけてきたのに、皆目検討がつかぬのに困ってしまった。  
先月、足輕滿右工門と初右工門が葛原へ盗入の所  
在を確かに行ったが、いざかつた。しかもその盗人は、  
この間から堅野村へ行ったと聞かされていた。

こうした事情から、何が何でも目明し三右工門を尋ね  
出さねばというので、村内のおちこちをたずねまわり、  
おちこちが暗くなり始めた頃、ようやくたずねたすことが  
出来た。

ところが、三右工門から大変な事を聞かされた。「こ  
ないだ盗人を召捕ったが、取調べもし直し、紛失の品も

取りかえしたので、その後日領境へ追放した」というの  
である。

甲斐孫作は血相を度え、「先日盗人を捕え、忠節な奉  
公ぶりである」と聞かされたが、今聞けば盗まれた品  
々を取り返し、これで全て終わったとばかり盗人を追いか  
つたという。それでは申訳が立つまい。何としても盗人  
を召捕らねばならぬ。その案内をせよ。」と詰め寄った。  
目明し三右工門もこの理詰めを追求られ返す言葉がな  
かった。「全く言われる通りでございます。わたしどもが  
手落ちですので、逃がした盗人の召捕りは責任をもちて  
行ない、貴方へお引渡し申し上げます。何とぞわたしど  
もにその召捕を仰せつけ下さい。」と懇願した。

この言葉を聞かされた甲斐孫作は、さらにいきどおり  
の高まるのを押さえずから、「それでは我々がこうして  
堅田まで盗人召捕り件で参つた役義がおいたちますまい。  
そなたは心も召捕りの案内をされたら。」と言葉を重ねた。  
しかし、目明し三右工門は「お気持は分りますが、これ  
はわたしの落度ですので、盗人召捕りの儀は何とぞわたしど  
もに仰せつけ下さい。」と、くり返し頼むのである。

こうなつては堪がつかないで、孫作らはむむなく大  
庄屋の家へ引き返し、大庄屋の清左衛門と共に、この話  
を進めた。

孫作は、「ではわたしは行かないことにはしよう。しか  
し足輕二人と共に行き召捕ってくるようには。」と一歩  
さがつた話をしたのだが、三右工門は頑として「私が  
受けあった以上はまちがひなく召捕って参ります。お気  
遣いは御無用にして下さい。」というのである。話が通  
らず困り果てたものの、三右工門のいうにまかせては甲  
斐孫作の面目はまるつぶれである。おれこれと思案をお  
けく、思いついたように孫作は最後の案を云い始めた。

「それでは、百姓ニ、人と共に盗賊召捕りに参るようにならねば」となつた。三右衛門もこの詰まで断つては、どんなお叱りを受けるかも知れぬと考ふる一方、付人で同じ村の百姓といふことなので、これなら差し支えることにはないと判断し、「季細承知致しました」の返事をすする所となつた。甲斐孫作も何とが話がついたので、胸をぐおろす一方腹になつたから、盗人召捕りに行くことにしたため、それに対する措置として、付人老人の着に鉄砲を持たせることとした。

こうして目明し三右衛門ら午後八時頃、堅田から葛原へ向け出發していった。そしてその後を追いかけるように、孫作は溝右衛門、初右衛門の両名は、葛原へ行くことを命じたのである。

以上が、前掲の「資料その一」の概略である。ここは登場してくる甲斐孫作について、佐伯史談「一」号（前号）で紹介してあるもので、それと参照していただきたい。この資料からは、誰から命ぜられて甲斐孫作が出かけることになつたのか不明であるし、他の資料のどこにも見あたらないが、次の「資料その二」を見ていたなくと「郡代」であつたらうと察せられる。

佐伯藩郡奉行について不明であるが、足輕格が奉行の仕事の一担をになつていたことは明らかである。ここで興味を惹くのは、堅田郷に「目明し」を置いてあることであらう。その人数が何名であつたかは調べようもないが「資料その三」（後述）から、四名は確定にいたことが分る。村内にこうした目明しを置くことについては、他領でも見られる。例えば隣藩の岡藩では、盗賊目代の役者として「目明し」を置いていた。（久米忠臣著「江戸時代の大名集」二六頁参照）

堅田の目明し三右衛門と、足輕小頭甲斐孫作の応答の

様子は、孫作の記した文書からしか察しようがないのであるが、これだけ克明に記してあるところから、孫作はとつては、極めて重大な事であつたのであらう。

孫作の目明し三右衛門に対する応答ぶりには、この文書から見事なものであつたことが伺える。現場の責任者として、述べるべき所は述べ、堅田へ出張した目的を達成するため、讓歩出来るところは述べている。しかも夜になつて、三右衛門が出かけるに際し、鉄砲を持たせたこと、彼等が出立したあと直ちに溝右衛門、初右衛門の両足輕に命じて、その後を追い追はせ左措置など、心づくいものがある。甲斐孫作の細心な配慮と人板かしのべれる。

不思議に思われるのは、堅田の目明し三右衛門が、甲斐孫作に対しては勿論のこと、足輕の同伴もかたくなにことわり続けたことである。その原因がどこにあつたかは、資料では伺うべくもないが、何か余程の事情があつたのであらう。そうした点については、次の「資料その二」から幾分か推測出来ようである。

〔資料その二〕 前掲「資料その一」のつづき

江頭ニ而堅野左の所板之皮、盗人吟味候様子致  
 □□□之様ニ指老兩人百姓共吟味に違し、我等源右工  
 門義ハ夜明方江頭出立、御料内吟味いたし候得共居不  
 申候ニ付 府坂辺迄致吟味 夫川井・市福施・山口  
 辺迄致吟味候得共居不申候ニ付 足高山を越 野々河  
 内ニ罷越し 彼方ニ而食事等申候迄 溝右工門・初  
 右工門共盗人目明共召取候故注進申越候ニ付則 江頭  
 大庄屋方へ御城下へ御注進申上候様申遣候  
 右盗人痛有之ニ付簀ヲ附ミ 夫に戴 足高山かつき越  
 江頭大庄屋宅へ控方七ツ前致着 彼方ニ而食事をした  
 し、暫致休足候迄 無程夜明申候ニ付廿一日五ツ前

引取申候而 御郡代御目附方へ注進、満右工門差遣  
 夫介御役人様方御出 御用相濟 九ツ時分左盗人御登  
 義相濟 入牢被 仰付 七我等初ノ御足輕共 御月番  
 御物頭・寄親へ御届申上候而引取申候 七御家老様方  
 御奮頭・御目付御列座ニ而右ノ趣委細口上ニ而申上候  
 延 本末吟味ノ致方宣敷被目録之致吟味 相濟候被御  
 言葉之御慶美被 仰渡 御足輕共も 候之段被  
 仰渡 右三人之御足輕共へ申渡候

葛原へ三右工門を初めとして数名を送り出したあと、  
 孫作等は江頭へ宿泊した。その翌朝堅田御料内をたずね  
 まあったが、盗人の件は皆目見当がつかない。府坂・市  
 福菴・川井から山口あたりまで吟味したが、これまた不  
 明であった。

足高山をこえ、下浦の野々河内へ行き、昼食準備を言  
 いつけて休息していた時、満右工門・初右工門から、「  
 目明し三右工門らが盗人と召捕之た」との報告がもたら  
 された。孫作は直ちに「盗人召捕りしに知らせを伝える  
 候いき江頭の大庄屋へ差立て、同時に御城下へも報告し  
 た。しかし捕えた盗人は怪俄をしており、そのため質を  
 編んでそれに乗せて送るといふことで、女中が到着せ  
 ず、待つ人まいらいらさせた。足高山をかつぎ越し、江  
 頭の大庄屋宅へ着いたのは、午前四時前であった。

三月二十一日、夜が明けぬのを待ちかねていた孫作ら  
 一行は、庄屋宅を午前八時前に出発した。この時刻より  
 少し早く、御郡代・御目付へ注進のため、事情はくわし  
 い満右工門を差立てた。

城下へ到着後、孫作らが各役人と共に盗人の詮議一切  
 を終ったのは、昼の十二時頃であった。盗人は牢に入  
 られた。

盗人召捕りに至るまでの経過のすべては、孫作の口か  
 ら御家老・御奮頭・御目付捕って出座の前で述べられて  
 いった。委細を聞き終えた家老たちは、要を得た職務の  
 遂行ぶりに感心し、孫作はじめ足輕三人へ対し、ねぎら  
 いも含め、お返めの言葉をたまわるところとなった。

「資料その2」は「資料その1」に続くものである。  
 甲斐孫作が、目明し三右工門をはじめとして、数名の者  
 を送り出した後の活動状況がよくわかる。歩くことがす  
 べての時代に、堅田・青山をたずねておあり、その上山  
 越しをして下浦（現在の藩江町）野々河内にまで足をの  
 びしていることから、その活動範囲の広さが伺える。

野々河内では孫作は、満右工門らから盗人召捕りの知ら  
 せを受け持っているが、満右工門らが知らせに行く途中、偶  
 然野々河内でお会ったのだらうか、それとも出発前から  
 行役等打ち合せをしていいた結果なのだらうか。後者であ  
 ったとすれば、孫作の措置は見事という外はない。江頭  
 大庄屋宅へ到着後、満右工門が盗人召捕りの様子報告に  
 郡代、目付の所へつかわされたことと記してある。このこと  
 から「盗人召捕りへ参るよう」に命じたのは「郡代」で  
 あると判断したのである。また郡代の職務の上からも、  
 当然予測されることではあるが……。

なお盗人再召捕りについて、目明し三右工門が孫作は  
 じめ足輕の同伴をよかたくなにことわったのは、余程の  
 事情があったか、それと前に記したが、そのし事情があ  
 ったであらうと推測される資料は、目明し三右工門らの  
 盗人召捕りまでの日数である。三月十九日夜八時頃三右  
 工門らは出発、そして盗人召取りの知らせを、満右工門  
 から孫作が受けたのは三月二十日の夕方であった。府坂  
 から市福菴・川井・山口あたりをたずねまわり、その後

山越しをして蒲江野々河舟であるから、これだけの距離をたずねまわったおと、「食事申付」が昼食と思えないう。二十四時間経過せぬうちに「領境目」へ追放したという盗人が捕えられるのは、それなりの事情があったか考えられぬ。目明し三右工門はその事を知られたくないため、孫作らの用件をことわり続けただけであろう。事情はいろいろとあったであらうけれど、盗人召捕りの職務を果した孫作の報告を、御家老・御番頭・御目付列座して受けているが、こうした時の報告形式が、当時の一般のやり方であったのであろうか。

何れともあれ、孫作が家老たち前で述べている孫作などを思い浮かべると、当時の武士社会の一端がしのび、印象深いものがある。

〔資料その3〕

一目明者共 名前書付差出候様被 仰付候ニ付 別書付差上候 三右工門・理三郎・吉三郎・源三、右四人書付差上相済候

「資料その3」は「資料その2」にすぐ続いて書かれています。文書で、盗人召捕りに活動した堅田村目明しの名前を書いて出すようにと命じられたので、三右工門・理三郎・吉三郎・源三の四名の名前を記し（郡代へ）差出したというものである。

〔資料その4〕

一、七月十五日山崎嘉四右工門・甲斐孫作 御金所へ被  
 召呼 御番頭分被 仰渡候日 御料目明三右工門・  
 理兵衛・吉兵衛 右三人先達て盗人仁左工門召捕差出  
 其以後仁左工門牢破致欠所候ニ付相尋致出精候ニ付為

慶美 鳥目老貫文士被 下置候（中略）  
 御番頭佐久間兼右工門殿分被 仰渡則御代官御役所ニ  
 而堅田村大庄屋清左工門小庄屋西人呼出 右之趣申渡  
 鳥目三貫文相渡候 尤目明共申渡候者 堅田村地自  
 宅ニ而大庄屋分申渡候様被 仰付是又申渡可候奉畏候  
 目明共申渡候 尤御礼御請可申上旨申上候ニ付其段儀  
 右工門殿へ申上候

宝曆七年（一七七七年）七月十五日 山崎嘉四右工門と甲斐孫作は役所へ呼出され、御番頭より次の事を云い渡された。

「堅田御料目明し三右工門・理兵衛・吉兵衛の三人は去る三月の盗人召捕りの際の傷は見事であった。召捕った盗人はその後牢破りをして逃げたのであるが、その盗人探索に措きを出して勤め取事も、感心という外はない。慶美として鳥目老貫文を下し置かれる。更に御領内での諸勸進は勝手次第とする。ただしその場合堅田村大庄屋清左工門が許可したというしるしの焼印を渡した上で行なうよう。」

この申渡しを受けて孫作ら堅田村へ建籠し、堅田村大庄屋清左工門及び小庄屋二人が呼出される所となった。

御番頭佐久間儀右工門は大庄屋達へ、慶美の鳥目と渡すこと、勸進勝手次第ということ、その方大庄屋の口から目明しへ堅田の自宅で詰めるように、と申渡した。

大庄屋は早速目明したちへこの趣きを伝え、鳥目を渡した。三右工門と初めとする目明したちは、お礼と申上がるために御城下へ参ったので、孫作はそのことを御番頭佐久間儀右工門へ申上げに申出いたのである。

「資料その4」は、盗人召捕りの勸きに対する褒賞が  
 主内容である。鳥目虎實文と与えると共に「諸勳進勝手  
 次第」となっている。鳥目一貫文はともかくとして、諸  
 勳進勝手次第が褒賞としてどの程度に値するものであるう  
 か。勳進が執行など催し観財料の収入を得ることと主  
 とするものであるから、江戸時代堅田御料内でのその回  
 数を考えると、年に数える程のものであったであろう。  
 しかしそうした回数とは関係なく「諸勳進勝手次第」  
 となることは、支配者からその働きを認められた、いわ  
 び特権的要素のたして当該地域の人から、何らかの畏敬  
 の念をもつて迎えられるのであろうか。

なお、鳥目一貫文であるが、空曆九年、京都での大工  
 一日の日当が銀二匁八分、空曆十年の一兩が銀六匁七  
 分、錢では四四二〇文（但し江戸）に当たっているから、  
 これをもとに計算すると、鳥目一貫文つまり一〇〇〇文  
 は銀一匁八匁六となり、京都の大工一日の日当の五倍強  
 である。

この褒賞もさることながら、折角捕えた盗人へこ  
 での盗人の名前が仁左工門であることが判明する。が、  
 破牢して逃亡したのが大事件であったに違いない。この  
 事が関係者などのように波及していったかは、全く記さ  
 れていない。「佐伯藩御用日記」や「御仕置帳」が未公  
 開の現段階では、検証する手段を持たない。

逃亡した盗人を再び召捕ることが出来たことは記して  
 かれている。「資料その5」がそれである。

〔資料その5〕

一 波当津選見番人作五左工門義 盗人仁左工門牢被發  
 欠所候処 古同所ニ而召捕柄差山候 依之為御褒美御  
 目録金百足被下置候ニ付 月番小頭長田九平太召建罷

出被 仰渡候 古御家老中御番頭御郡代月番御物頭御  
 目付へ御礼 九平太召建罷出候

牢破りした盗人仁左工門は、波当津選見番人作五左工  
 門より、波当津で再び召捕らえられた。作五左工門は褒  
 美に金百足（一匁十文）であるから一〇〇〇文即ち一貫  
 文である）をもらった。堅田村目録にも同額のものをも  
 らっているから、当時の褒賞金は一人一貫文ということ  
 になっただけなのであろうか。

金百足の褒賞金をもらった作五左工門は、月番におた  
 ったいた小頭長田九平太と共に、御家老・御番頭・御郡  
 代・月番御物頭・御目付へ御礼にまわっている。ここに  
 も奔走社会の支配階級と被支配階級の立場のちがひ、支  
 配階級の縁の關係（身分制度）を維持していることとす  
 る意志がつかぬかかれているのを見ることが出来る。

資料その6

一 此間 堅田村御料目録し共へ堅田村大庄屋 清左  
 衛門被 仰付候趣申渡 右御礼御請申開候付 御番  
 頭依久間候古工門殿口上書相認 御代官下川源五兵  
 衛同道ニ而 山崎嘉四右工門甲斐孫作申上候趣左之通  
 覚

先達而堅田村御料目録三人之者共被 仰渡候  
 御書付並口上ニ而 委細堅田村大庄屋清左工門  
 へ申渡さし御褒美鳥目頂戴仕候上 被 仰渡候  
 御法度之趣申渡 逐一奉畏候  
 御慈悲者 御領分中物乞尋右三人家内之者迄御  
 免被成下候段被 仰渡 宜々難有仕奉存候 向  
 後他所へ入来候怪敷者及見次第 急度追松候様  
 可仕旨奉畏候段 大庄屋清左工門私共迄罷出

古之御礼御請申聞候 此段申上候 以上

七月二十二日

山崎嘉四右衛門

甲斐孫作

「資料そのも」は、先日七月十五日野田村大庄屋清左工門へ申渡されたことが、その通り確かに実行されたことを、御香頭佐久間徹古工門へ報告した（山崎嘉四右衛門）甲斐孫作の「覚」である。日付が七月二十二日となつてゐることから、かなりスピーディーに事が運ばれたのであろう。

この覚には、資料そのもで「藉勸進勝手次第」と記されていたのが、「物を等」と変つてゐる。そして「家内之者迄御免被、成下候」が、追加された形で記されてゐるのだが、この物乞いが勸進とどうちがうかであるか、いづれも孫作が書き残した文書であることから考えれば、内容的に大きな違いはないと思つてゐるが、よく分らないのである。

結びにかえて

以上で「葛原へ盗人を捕えに行き事」と終らざるを得ない。というのは、孫作の書き残した文書には、これ以外河も記されていないからである。盗人仁左工門が、いつ、どこで、どんな盗みをしたのかは分らない。そして突破りとした後再び召捕られた仁左工門が、その後どうなつたか不明である。いづれ「佐伯藩御仕置帳」が公開されれば明らかとなるであらう。そうした点から分らないにしても、犯案に対する当時の熱心な対応の仕方、（甲斐孫作の人柄もあるであらうが）犯罪解決への積極的協力者に対する、藩庁の賞金支給等の態度は明らかになり得たと考へてゐる。

しかしその反面、不明な点も数多く残つてゐる。資料そのもに出てくる「波当津遠見番人」もその一つである。ご教示、ご指導下さることを心からお願ひ申したい。また本論中、不十分な点の幾つかは、今後「そのも」の「そのも」と書いていく中で、少しづつでも研究を進めて解消していきたいと考へてゐる。（以上）

記録

藩祖高政公三百五十年祭

— このような催しがあった —

◎ 毛利神社 例祭

十一月十六日、例年のように文化会館の和室で、毛利神社（祭神高政・高慶・高標・高恭四公）の例祭が執行された。参列者は旧士族による矢筈会の方々約三〇名、史談会からは高木・羽柴の両氏が参列した。

いづれでもないが、藩祖高政公は寛永五年（一六二八）のこの日、江戸でなくなられたので、毛利神社の例祭日と定められ、今年も三百四十九年である。祭事・年忌としての行事は、今年執行されたわけで、祭事終了直後にはおたりの矢筈会の山中会長が下重にご挨拶され、とくに高政公の偉徳をたたえられた。乞うてその原稿をいたされたので、本記辟頭に掲げることにした。

かつて毛利神社は城山山頂に社殿をもつてゐた。それが終戦ま近、被爆し炎上、今は五所明神社に合祀されてゐる。以前のようには城山山頂天主台、あるいは城址の一角に、社殿造営のことが進められてよいのではあるまいか。矢筈会が卒然し、広く崇敬者を募り、淨財を集める——そんな思いが湧き起つてくる。（羽柴）